

社会福祉法人 緑喜会
理事会 御中

監査法人かごしま会計プロフェッション

鹿児島県鹿児島市

指定社員

業務執行社員

公認会計士 本日親文

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検査すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和6年3月31日現在の令和5年会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

令和6年5月31日

社会福祉法人 緑喜会
監事 原口 貞亮 様
監事 里 俊光 様

監査法人かごしま会計プロフェッション

鹿児島県鹿児島市

指 定 社 員 公認会計士 本 田 親 文
業 務 執 行 社 員

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人緑喜会の令和6年3月31日現在の令和5年会計年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

令和6年5月16日

社会福祉法人 緑喜会

監事 原口 貞亮 様
監事 里 俊光 様



監査法人

かごしま会計プロフェッション

指 定 社 員

業務執行社員 本田 親文

公 認 会 計 士

監査実施概要及び監査結果の説明書

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定等に基づき、貴法人の令和5年度の計算関係書類、財産目録について監査を行いました。

なお、監査報告書は令和6年5月27日に予定されている当監査法人内の審査委員会による審査を経て提出いたします。よって本報告は本日現在の状況を記載しております。

本報告書は貴法人に対して監査の概要を報告し、監査の過程において気付いた主な事項及び次期以降の会計処理や内部統制の改善に当たって検討頂きたい事項、関係する業務処理改善の判断の参考となる情報等を報告する目的でのみ作成しております。
従って、他のいかなる目的に対しても当監査法人の書面による事前の承諾なしに本報告の全部または一部を併用、引用、閲覧に供する等をご遠慮願います。本報告書が本来の目的以外での利用、第三者が本報告書に依拠したとしても当監査法人は責任を負いません。

目 次

I. 理事者、監事と会計監査人の責任	1
II. 監査の概要	1
1. 監査の方法の概要	1
2. 監査チームの体制	3
(1) 監査実施者の構成	3
(2) 審査制度について	3
3. 監査実績	3
4. 理事・監事とのコミュニケーションの概要	3
5. その他	3
III. 監査の結果	4
1. 監査意見	4
2. 追記情報に関する事項	4
3. 会計方針並びに会計処理に関する事項（監査の過程で識別した虚偽表示）	4
4. 内部統制に関する事項	4
(1) 重要な不備	4
(2) その他の改善事項	4
5. 重要な不正及び違法行為に関する事項	4
IV. 品質管理体制	4
(1) 監査業務品質保持のための組織体制について	4

I. 理事者、監事と会計監査人の責任

会計に関する理事者の責任は以下のとおりです。

- ・一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類及び財産目録を作成し、適正に表示すること。
- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類及び財産目録を作成するために、理事者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。

監事は、理事の職務の執行を監査する責任を有します。監査には、法人が実施する事業内容を監査する「業務監査」と、法人が行う会計処理を監査する「会計監査」があります。会計監査人設置社会福祉法人においては、「会計監査」は会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われます。具体的には以下のとおりです。

- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受ける。
- ・会計監査人から、職務が適正に行われるための品質管理体制が整備されている旨の通知を受け、必要に応じて説明を求める。
- ・以上により、会計監査人の監査の方法及び結果が相当であるか否かを判断する。

会計監査人は、社会福祉法人が作成した計算関係書類等を監査し監査意見を表明する者であり、会計監査人設置社会福祉法人においては定款の定めによって設置する機関になります。会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければなりません。

監査の対象となる計算関係書類等の作成責任は理事者（社会福祉法人）にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算関係書類等に対する意見を表明することにあります。

II. 監査の概要

1. 監査の方法の概要

1) 内部統制の整備と運用の状況に関する評価手続

以下の業務プロセスに関する内部統制の整備と運用の状況に関する評価手続を実施いたしました。

- ◇ 人件費計上プロセス
- ◇ 経費計上プロセス

これらの業務プロセスへの評価手続に関して監査意見を限定するような事項はありませんでした。

2) 実証手続

①直接確認

法人の保有する預金について、取引金融機関に直接残高確認書を発送し回収しました。

公認会計士・監査法人の監査においては必須とされております。

手続	基準日	対象範囲	回収状況
確認(金融機関)	3月31日	全取引金融機関	全件回収

②各勘定残高に関する実証手続

計算書類を構成する勘定科目残高の監査手続の流れは以下のように実施しました。

(1)各勘定科目の監査要点に留意して、監査計画段階でリスク評価を行いました。

監査要点とは次のことをいいます。

- ・実在性
- ・網羅性
- ・権利と義務
- ・評価の妥当性
- ・期間帰属の妥当性
- ・表示の妥当性

(2)評価結果に応じて監査手続及び実施時期・範囲を組み合わせた監査手続書を作成しました。

(3)この監査手続書に従い、閲覧、再計算、質問、分析的手続等を用いて監査を実施いたしました。

①②の結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

3) 会計上の見積りの監査

賞与引当金その他引当金の妥当性については、必要な監査手続を実施した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

4) 後発事象の監査

重要な後発事象の有無及び妥当性について、必要な監査手続を実施した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

5) 計算書類等の表示方法の監査

監査対象の計算関係書類等の表示方法が社会福祉法人会計基準等に準拠しているかどうかについて検討した結果、監査意見を限定するような事項はありませんでした。

6) 経営者確認書の入手

監査の完了にあたって、監査報告書と同日付で経営者確認書を入手いたします。

2. 監査チームの体制

(1) 監査要員の構成

1) 指定社員（兼主査）

業務執行社員・公認会計士	本田 親文	(継続監査年数 9年)
--------------	-------	-------------

2) その他の監査要員

代表社員・公認会計士 田畑 恒春

社員・公認会計士 森 毅憲

最適なチーム編成を行うという方針のもとに、業種・規模等に応じて、個人の監査経験・能力及び業務量等を勘案してメンバーを決定しております。

(2) 審査制度について

当監査法人は、すべての監査業務について監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査対象となった組織の監査に従事しない社員が審査を行っております。

3. 監査実績

	担当社員	公認会計士	その他	実績時間合計
(貴社事業場)	17.0	17.0	0.0	34.0
(事務所)	28.0	22.0	0.0	50.0
合計	45.0	39.0	0.0	84.0

監査実績は現段階での集計時間です。今後の審査関係の時間や6月に予定されているワムネット登録データの確認作業及び充実残額算定シートの確認作業時間は含まれておりません。

4. 理事・監事とのコミュニケーションの概要

監査の過程において、随時、理事長と適切な意見交換を行っております。

今回、監事様と面会し、会計監査の結果、職務執行状況、監査法人の品質管理体制等について報告、意見交換しております。

5. その他

当監査法人が、リスク・アプローチに基づき、必要と認めて計画した監査手続のうち、実施できなかった手続はありませんでした。

また、監査の実施に必要な資料はすべて当監査法人に提供されました。

以上のとおり、当監査法人の監査範囲に制約はありませんでした。

当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

III. 監査の結果

1. 監査意見

当監査法人は、法人の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

また、財産目録は、すべての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認めます。

2. 追記情報に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針並びに会計処理に関する事項(監査の過程で識別した虚偽表示)

監査の過程で識別した誤謬についてはすべて適切に修正されております。

4. 内部統制に関する事項

(1) 重要な不備

該当事項はありません。

(2) その他の改善事項

特記すべき事項はありません。

5. 重要な不正及び違法行為に関する事項

該当事項はありません。

IV. 品質管理体制

(1) 監査業務品質保持のための組織体制について

1) 品質管理体制

当監査法人の品質管理規定に従って監査業務が適切に遂行され、監査の品質が維持されていることを確認するために個々の監査業務の実施状況を相互に監査する品質管理体制を実施しております。

当監査法人の品質管理責任者が事務所における監査調書のレビューや監査現場への往査等を通じ、監査の品質管理の維持向上に努めております。

当監査法人の品質管理責任者 代表社員・公認会計士 田畑 恒春

2) 内部牽制システム

監査を取り巻く環境の急激な変化等に伴う監査法人のリスクの増大に対応してリスク管理機能を強化するため、内部において相互牽制システムを構築しております。

3) 研修会の実施と継続的専門研修による単位の取得

当監査法人では、公認会計士法等の諸法令、行動規範等に関するコンプライアンスを徹底するため、また専門的能力の維持、向上を図るために、全監査従事者に対して、日本公認会計士協会の実施する継続的専門研修に参加することを薦めるとともに、当監査法人内においても専門研修を適時に実施しております。また、常勤監査従事者に対しては、日本公認会計士協会の継続的専門能力開発（CPD）の取得単位については協会の定める単位にとどまらず、その2.5倍以上の単位取得を求めています。

4) 専門家と日本公認会計士協会審査部への依頼

税理士、システム監査人等、外部の専門家との連携を図り、会計上の諸問題や新たな会計基準等の導入及びシステムに関する問題等に対応するような体制を整えております。また、日本公認会計士協会の自主規制本部監査業務審査グループ及び業務本部企業会計・監査・保証グループへは適宜質問可能な体制をとっております。

以上